

監視・防犯カメラと犯罪予防

三宅孝之

はじめに

- 1 一地方都市における監視・防犯カメラ設置
 - (1) 浜田市における監視カメラの設置と課題
 - (2) 鳥根県内における公道・街路上の監視カメラ設置
 - (3) 警察主体の監視カメラの使用と判例
 - (4) 小括
- 2 イギリスにおける監視・防犯カメラ
 - (1) 歴史的経緯—監視カメラの設置・拡大から法的規制へ
 - (2) 2012年自由保護法
 - (3) 監視カメラ使用の課題と問題点
- 3 ユビキタス社会における科学技術—監視と社会連帯—
 - (1) 治安に関する世論調査
 - (2) 現代社会、個人、監視に代替する社会連帯の可能性

おわりに

はじめに

近時、わが国にあっても、監視（防犯）カメラ（システム）が国管理等の（高速自動車）道路、施設から、地方自治体および公的組織体の管理する道路、施設（周辺）、そして民間（事業者を含む）・私人の管理する店舗・家屋、施設、場所（勤務区域を含む）において使用される場面が増加している。

このカメラの使用は、犯罪の未然防止・再発防止という限定した「防犯」という、社会の安全・安心に寄与することを目的にした色合いが強いことか

ら、被写体を特定し把握する一般的な「監視」の語が、カメラの冠語（言葉）として使用されるのは、避けられたりもしてきたともいえる。防犯カメラの語は、監視カメラのユーフィズム（婉曲表現）的ですからある。カメラを使用する側は、防犯カメラとして表現し、カメラの客観的機能、効果、問題性を科学的に捉えようとするならば、「防犯」機能にのみ着目した用語法は、理解のし易さはあるとしても避けるべきであろう⁽¹⁾。

本稿は、日本の一地方都市およびイギリスを検討対象とし、監視カメラが「防犯」カメラとして設置、運用されている場面において、その経緯、同監視カメラの経済面、効果、波及する問題、とりわけ犯罪防止に伴う個人の人權・プライバシー等につき、検討を加えようとするものである。

監視カメラの設置・対象空間といった場合にも、閉鎖的な空間（建造物、駐車場等の管理地等）と市民一般に開かれた開放的な空間（所管道路・公園等）に区分できる。本稿では、もっぱら開放的な公共空間での監視カメラの設置運用と犯罪予防に限定して検討することとする。もっとも、イギリスの監視カメラ規制の状況は、公私領域にわたるものであることから、基本的視点として公共空間を念頭におき述べることとする。

本稿は、このように、とくに地方自治体、公共領域での監視カメラの設置、使用、運用と犯罪防止問題に限定し、監視カメラの在り方、限界（許容範囲、倫理）を論じようとするものである。したがって、本稿は、設置、撮影対象範囲が公共空間の及ばない私的空間・領域（建物、家屋、屋敷）については、検討対象から除外している。

その際、監視カメラの設置、運用問題を検討するとき、その行為（作用）自体が、のちに詳述するように、二者、すなわち、一方の設置・運用によって得られるとする利益と他方の個人のプライバシー・肖像権等の侵害利益との法益均衡、私的利益に対する公的利益保護という優越的利益保護問題を提起していることである。したがって、本稿で論じる本来的に匿名性が保持される公的空間における監視カメラの設置、運用は、公共（ないしは公衆）的利益を目的、すなわちそのことを正当化事由の前提としていることから、そ

の目的、手段・方法、結果（均衡原則等の考慮等）、検証方法が、どのように設定されているかに注視しておきたい。公共空間における監視カメラの設置、運用が、果たして優越的な利益保護原則をあて嵌め、検証できるのか、想定されているのかの観点をもって、見ていくこととする⁽²⁾。公共空間の性格、匿名性の存否（プライバシー）等は、第1章第3節においてふれる。

- (1) 防犯カメラと監視カメラの用語法につき、同旨、三上剛史・社会の思考—リスクと監視と個人化—（学文社、2010年）71-72頁。本文中での監視（防犯）カメラ、監視カメラ、防犯カメラの三種類の用法は、前2者を基本とするが、記述対象から使用当事者、とりわけ公的機関が用いる用語「防犯カメラ」にあつては、この箇所での前後関係から原文に沿った「防犯カメラ」の語を適宜用いることとする。カメラは、自体が録画機能を備えた完結型カメラ、さらにはカメラシステムといわれる情報機器を通信回線で結び撮影情報の処理と一元的管理をしたシステム化された仕組みのものに区分されるが、これらを含括しての表現でもある。以下の浜田市のカメラについては、もっぱら使用目的および実態が防犯目的であることから、「防犯カメラ」の語を用い、他では、本質的機能をもって表現する場合には、「監視カメラ」、「監視・防犯カメラ」とした。
- (2) なお、防犯カメラの社会的意味について、高橋直哉「防犯カメラに関する一考察」法学新報112巻1・2号（2005年）81頁。

1 一地方都市における監視・防犯カメラ設置

ここでは、東京都をはじめとして全国に波及している監視・防犯カメラの設置運用状況があるなかで、地方都市における近時の同設置、運用の経過をみることによって、監視カメラ設置、運用の個別ケースのなかから、そのことの意味、問題を見ようとするものである⁽¹⁾。

(1) 浜田市における監視カメラの設置と課題

鳥根県浜田市における防犯（監視）カメラ設置は、4段階に区分される。

〔重大事件発生〕 防犯カメラ設置の端緒となったのは、2009年10月26日

に浜田市内で発生したとみられる鳥根県立大生の行方不明、死体遺棄事件（以下、女子大生死体遺棄事件）にある⁽²⁾。

〔安全を守る市民の会設立〕 この女子大生死体遺棄事件は、浜田市の商工会議所（会頭岩田百合雄）を会長とする「安全を守る市民の会」の設立と募金活動を導いた（2009年12月21日）。同会による市民への寄付要請の趣意は、被害者両親の「今以上に安全な暮らしができるように、街路灯や防犯カメラを設置し、街を明るくする活動に役立ててもらえば家族としても感謝しますし、本人も感謝すると思います」との言葉とともに、「犯人の早期逮捕と犯罪防止のための行動」の募金活動が開始されたことを示している。その背景には、「この極めて凶悪な事件の発生により、内外に対し、浜田市は危険で暗い街との印象を与える結果となった」こと、さらに「この事件は、県立大学の学生だけでなく、浜田市民の心に暗い影を落としています。・・・未だ犯人逮捕にいたっておらず、底知れぬ不安が街を覆っている」との状況認識に立っている⁽³⁾。この募金活動は、警察の懸命な捜査にもかかわらず犯人逮捕に至らないことによって生じている危険な町から市民の安全な町への転換を求める発露としての動きであった。

〔浜田市長による防犯カメラ設置運用告示〕

翌2010年に入り、浜田市は、2007年に「浜田市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」（3月23日、条例7号）を制定しており、その第5条の「市の責務」規定に基づいて、市長による2010年2月22日「浜田市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」（以下、要項）を告示第17号として公布したとする⁽⁴⁾。

市設置の防犯カメラは、地域住民の代表する市議会によって制定された「安心安全なまちづくり」条例を根拠にしており、市はこれに則って、防犯カメラの設置と運用を行なっている住民要求・自治を反映した形をとっていることに特徴がある。

具体的には、条例は「安心で安全なまちづくり」のために、3項目の基本理念（事項）を基本に、市と市民等が役割分担し協働推進する義務を負うこ

とを明らかにしている（4条）。その3項目の基本理念とは「(1) 市民一人一人の自主防犯意識の高揚、(2) 共に支え合う犯罪のない地域社会の形成、(3) 犯罪を起こさせにくい環境の整備」（5条）であり、市長の行政権限（要項決定）による防犯カメラの設置、運用というハード面は、この第3号ないし2号を根拠にしたものといえる。

このようにして、市は条例を根拠に、「犯罪の予防目的として」（要綱1条）、整備する防犯カメラに関して、「その設置及び運用」につき必要事項を定めたのが要綱であるとする。

この告示による要綱を根拠にして、続く防犯カメラの受入、設置、運用が進展することとなる。

（組織編制）

市長の下に、防犯カメラ設置等の「管理責任者」が置かれ、総務部長がこの任に就き「カメラ及び画像の適切な管理及び運用」に必要な措置を講じるとする（3条）。このことから、所管の部署は、具体的には総務部の安全安心推進課が担当部局となり、この下の防災安全係に担当者である専門企画員が配置されている。

情報の録画情報に関しては「浜田市の情報保護条例」（2005年10月）の適用を受け、この条例中の個人情報、公文書、個人情報ファイルの取扱いが関係することになる。

（設置場所、基数、作動時間）

市長が「必要最小限の撮影対象区域」に設置するとし、その場合、「設置場所、設置台数、設置対象区域、運用開始日」を告示することになる（4条）。現在16基設置している。設置の際には、防犯カメラの「撮影対象区域の見やすい場所」に防犯カメラ設置の旨を表示する（6条）。具体的には、表示は公園照明灯最上部に設置された防犯カメラの場合、その中下方個所に「防犯カメラ作動中」（白板に赤字ないし黄板に黒字。設置者名）の表示物がある。この防犯カメラの作動時間は原則、終日である（5条）。

なお、防犯カメラの設置に関し「防犯カメラの有用性を認識しつつ、プラ

イバシーの保護を図る目的で、「浜田市防犯カメラの設置に関するガイドライン」(2010年6月28日)を設けており、「想定事案」として、子ども等の連れ去り・声かけ、行方不明という「生命に係る事実」を挙げ、それとの対応で、設置場所につき、①不特定多数者の利用場所、②通学路、③過去の犯罪等の発生場所(街頭・風俗犯罪、子ども等への声かけ・連れ去り)、④主要幹線に比較的容易につながる市道等としている。撮影対象区域を必要最小限とし、私的空間(特定個人・建物)が撮影されない配慮をうけている(1~6)。市道との主要幹線は県道、国道とあるが、島根県浜田市は、1989-91年に広島県と浜田高速自動車道で繋がった地域であり、中都市部のある広島県の山陽から直通の日本海の人口5万人都市であることも見ておくと、車両を用いた広域誘拐犯罪も意識されているといえる。

(業務の一部委託)

科学技術の急速な進展のなかにあつての防犯カメラであることから、市独自で完結する設置・運用業務とはならない。市が管理するカメラは、2種類に大別でき、10基はローカル型といわれる市自身で管理できるローテクノロジーではないまでも業務委託不要のものと、残り6基はネットワーク型といわれるハイテクノロジーのものがある。後者のネットワーク型防犯カメラは、その運用のために外部者に一部を業務委託することになる。この場合に市(委託者)は、通常関係業者であるが受託者との間に、守秘義務を含め遵守事項を明記するなどした契約書を交わすことになっている(10条)。これが、以下の3社による保有技術・サービス・インフラ等の構築セットを浜田市に無償提供となっている。

(防犯カメラシステム関連会社の構築ネットワークの浜田市への無償提供)

同2010年の4月、セコム他の3社は⁽⁵⁾、この「安全を守る市民の会」に対して、「防犯カメラネットワークの構築～犯罪のない安全で安心なまちづくり強化のための企業連携～」として、2基の防犯カメラを浜田市内に設置する「防犯カメラシステム」を寄贈することとし、同年8月に運用開始予定とした(10月実開始)。この防犯カメラシステムは、石見ケーブルビジョン

の通信網を経由し、セコム山陰のデータセンターで元管理するものである。こうして、自治体（浜田市）からの民間への処理委託関係が構築される。

〔防犯カメラシステムの浜田市設置・受託・増設〕

2010年3月、2基（ローカル型）の浜田市による独自設置による運用開始に続き、同年10月には安全を守る会からの寄贈カメラ（ネットワーク型）の運用開始となり、現在（2015年5月末）浜田市内の市有地（公園）、街頭（主に市道）、駐車場（商業施設近辺）、その他施設（県立大学、浜田駅、ジム施設）等に、16基を設置するに至っている。内訳は寄贈10基（安全を守る市民の会7基、県防犯協会3基）、市独自設置6基である。全て寄贈であるネットワーク型カメラ6基の元管理はセコム山陰が行なっている。他の10基は新旧の差はあれ、ローカル型カメラであり、市の直接管理である。両型によって機能および管理維持のランニングコストに違いがある。

〔入手画像・画像情報の管理、閲覧、提供〕

市長は、防犯カメラシステムによって生成された画像に限って、限定された対象者に閲覧させることができるとし（8条）、画像情報といわれる「画像及び画像を複製し、又は印刷したもの、その他画像に係る情報」を提供する時は「その必要性を審査し、提供の目的に照らして必要かつ適切な範囲で」被提供者に遵守事項を付して提供することができるとする（9条2項）⁽⁶⁾。刑事訴訟法上（197条2項）の捜査に必要な事項につき公文書による提供が求められた場合、市長裁量で提供できる（9条1項1号）。画像情報の提供の事実につき、市長は年度毎に実績公表することになっている（9条3項）⁽⁷⁾。

なお、市長は画像の保存権限をもっているが（7条）、その期間は、機種によって異なるが長いネットワーク型のもので1か月サイクルである。市長は、保存期間経過後は画像を消去する（7条3項）。

〔防犯カメラ設置・運用〕

現在、大別2種のネットワーク型（6基。2010年2基、2011年4期）とローカル型（10基。2010年初期2基、2011年5基、2015年3基）の防犯カメラ16

基が稼働している。

防犯カメラ設置に伴う経費（ランニングコスト。2014年単年度）は、総額370万余円である。その内訳をみると、ネットワーク型および旧型のローカル型など、簡易型ではない監視カメラ（10基）によるものである「年間保守・警備委託料」は297万余円である。ネットワーク型（6基のみ）のCATV（ケーブルテレビ回線）として民間業者に支払われる料金（経費）は、29万余円に達している。総経費に占めるネットワーク型カメラのランニングコストは、71%であり、民間セキュリティ事業者への依存・委託状態が分かる。総経費を当座のランニングコストでみたが、機材の減価償却など入れ、また増設の可能性と併せた場合、さらに変動する要素があるが、このカメラによる「防犯」経費と市民の安心・安全、犯罪防止のコストベネフィットが問題となろう⁽⁸⁾。

〔防犯効果〕

では、この防犯カメラ設置・運用の目的であった「犯罪の予防」（要綱1条）効果は、どのように検証できるのであろうか。具体的な実証のデータによる検証方法も未確立のままである。ただ、浜田市における犯罪認知件数は、防犯カメラ設置後である運用（全4基）開始された2010年（3月2基、10月2基）、その後2011年（全13基）以降の推移でみると、有意性のある増減を指摘できる資料となると思われるものではない⁽⁹⁾。したがって、防犯カメラは犯罪抑止効果があった、あると帰結できる段階にはない。また、設置効果に関して検証・調査する機関は、当事者である市および第三者機関としても存在していない。現段階では、むしろ、市レベルの防犯カメラの設置・運用（存在事実・表示と情報）が、市民（住民）の犯罪からの「安心・安全」という心情には応えるものであった。

〔考察〕

ここには、イギリスにおいて指摘された、市民の「犯罪の恐怖」から防犯課題を、犯罪対策・防止義務が国家・県レベルから、市レベルの地方自治体や民間が抱え込むという、犯罪（防止）への責任化（拡散）戦略の様相を、

今日の日本においてもみるようになってきたといえる⁽¹⁰⁾。

＜目的＞ 浜田市の防犯カメラは、警察によるものではないという範囲で非（強制）権力的な地方自治体による設置、運用であることに特徴があった。その目的は、端的に「犯罪の予防」（要綱1条、趣旨）にあった。これは、2009年の県立大生殺人・死体損壊事件による市民の「安全で安心」な暮らしのできる地域社会を築くことを、市内外に明らかにするものでもあった。とりわけ、県立大学が県外からの学生の入学を受け入れ、この大学教職員・学生が浜田市において占める経済・文化等の位置から、今後とも「地域の安全は地域で守る」（条例8号前文）との認識からの一発露として防犯カメラの設置、運用があり、また「犯罪のない安全で安心なまちづくり推進」の大会、集会が開催されてきたのであった⁽¹¹⁾。防犯カメラの目的、運用は、主に、かつ直接的には犯罪の一般予防目的にあったといえる。県警察（捜査機関）からの照会、情報提供は、間接的には既発生の犯罪被疑事案への対応という犯罪摘発・検挙（目的）に連動しうる側面をもつものであった（要綱9条1号）。

＜管理＞ 市長が画像につき期間を限定し保存し、画像情報の外部提供がありうるが、期間満了後は消去するものであり（要綱7条3項）、今日まで外部照会はなかったとされる。ただ、カメラの機種（ネットワーク型）との関わりで業務の一部委託を行なっているが、これによる処理画像（情報）も、期間満了による消去となっている。実際には、新旧の防犯カメラの機種によって、消去（自動ないしは画像消去）期間は1週間から長期のもので1か月である（2015年6月24日ヒアリング）。

＜根拠法令、チェック機能、第三者機関＞ カメラ設置運用は、国レベルの根拠立法がないため、直接的には市長告示の「要綱」に基づく。画像情報の取扱いは、同告示の他、「浜田市個人情報保護条例」（2005年浜田市条例21号）⁽¹²⁾によっており、実施機関の市長に対する開示請求者による個人情報は原則開示がある（同条例16条本文）。カメラ設置、運用は、撮影による個人情報収集の可能性のある場合に該当するのであるが、この要綱の制定施

行にあたり、市長は浜田市個人情報保護審議会から意見聴取を行っている（同6条4項、本稿注4）。このことから、カメラ設置運用の規程である要綱は、市行政内部の第三者機関によって「個人情報の収集」（の可能性）に関するチェックを受けたものということができよう。画像情報提供に関してのみ、毎年度の実績について、行政（市長）の公表となっているが、直接議会に規程上も報告義務を負ってはいない。

このことから、カメラによって得られた「個人情報」について削除（消去）を求めるには、この個人情報保護条例による手続きしかないであろうが、画像による特定を先行し、消去を求め、消去することは、画面解析度の程度と未消去期間内に行なえるかとを考慮すると、事実上難しい面がある。しかし、捜査機関への画像情報提供がある以上、対抗的に消去段階に至らない場合にも個人画像情報の「存否」についての何らかの告知（方法）は必要であろう。

しかし、カメラによって撮影された画像情報（データ）は、個人の識別とその個人の属性情報が特定できる「個人情報」に該当するか否かの点で、また自治体が適正な管理・公開を行う「行政文書」に該当するか否かの点で、除外情報・文書の基準はプライバシー保護の観点からの議論は掘り下げられてはいない。

（2） 島根県内における公道・街路上の監視カメラ設置

〔県庁所在地での失踪事件〕

これまでみてきた2009年10月26日に島根県西部の浜田市で起きた島根県立大学生の平岡都さんの行方不明事件から3年近く経過しようとした2012年9月27日、今度は島根県東部の松江市で柏木佐知子さん（26歳）の失踪事件が発生した。

この県庁所在地で県内最多の人口（19万4000余人）を抱える都市部の松江市で発生した、女性の行方不明事件は、同年9月27日午前1時50分すぎ、勤務する飲食店のある松江市伊勢宮町の県道から国道9号線方面に向かって自車（トヨタ「bB」パールホワイト）を走行させていたのを最後に車ごと行

方不明となったものである⁽¹³⁾。

同日夜家族からの捜索願が出された。この失踪事件の発生する2012年春には、深夜店でも営業する飲食店のある繁華街である伊勢宮町には、松江新大橋商店振興組合によって防犯カメラ8基が既に設置されていた。柏木さんの行方不明直前の本人と思われる姿がこの防犯カメラに撮影されていた。しかし、今日まで車も発見されず、彼女も失踪状態のままである⁽¹⁴⁾（文末参照）。

〔防犯カメラの増設置・運用〕

このように、すでに商店街には民間商店組合により8基の防犯カメラが設置されていたのであるが、鳥根県警察は、2014年に入り、県警主体での本格的な「街頭防犯カメラシステム」（以下、防犯カメラ）の設置・運用に入った。この防犯カメラは「繁華街の防犯対策の一環」として行われるとし、その厳格な運用のために、2つの警察行政内部の以下の規程および要綱を設けたとしている。

県警察は、カメラの設置目的として、繁華街・歓楽街での「犯罪の予防」および「犯罪発生時」における犯人追跡および犯罪の痕跡確保などの迅速・的確な対応へ役立てることとする。ここに、カメラの設置目的が、浜田市における地方自治体の設置目的にみられた「犯罪予防」から「犯人追跡・犯罪発生時の迅速・的確対応」という、予防機能から事件（犯罪）発生時の即応態勢（逮捕・捜査）の機能へと質的転換を遂げたところに特徴がある。

言い換えれば、設置目的の違いが、防犯カメラの設置・管理者である、さきにみた警察権をもたない自治体と警察権をもつ県（公安委員会）・県警察とで生じており、この犯罪予防と犯罪発生への迅速対応の二項目のうち、後者の犯罪発生に対応するために防犯カメラを用いることが特徴になっている。この点からしても、カメラを「防犯」に限定した呼称にすることは物事の反面しか捉えておらず「監視カメラ」の表現の方が実体に合致するものといえる。

さきの規程とは「鳥根県公安委員会規程 第1号」（2014年4月10日）の「街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程」（以下、規程）⁽¹⁵⁾であり、

要綱とは「島根県警察本部長例規通達」の「街頭防犯カメラシステム管理運用要綱」(以下、要綱)⁽¹⁶⁾を指す。

(公安委員会による県警察設置カメラの適正運用の確保)

規程は県警察の設置カメラの適正運用のために必要事項を定めることを目的にしている(1条)。カメラ設置・運用の基本原則は「個人のプライバシーに関する権利その他国民の権利を不当に侵害することのないように留意しなければならない」(3条)との訓示規定しかなく、具体的に何が不当な侵害なのかについては明示されていない。後の要綱で見るように「国民の権利を不当に侵害しない」とは、内部管理者による設置・運用体制の管理を意味することが分かる(要綱第3)。

むしろ、運用の組織系統(規程4条)、データ(電磁的記録媒体)の活用可能性(同6条)、同活用の際の公安委員会への報告義務(同7条)、運用状況の県警察本部長の定期公表義務(8条)を概括的に示しただけである。したがって、カメラの運用に当たり必要な事項は、県警察本部長が定めると委任している。

(管理運用体制)

県警察内部に、生活本部長を充て職とする総括責任者が置かれる(要綱第3第1項)。

その下に、位階的に、総括副責任者(生活安全部安全企画課長の充て職)、各設置警察署の長が管理運用責任者となり、その管理運用補助者は当該警察署の生活安全課長が充てられる。カメラの操作・データ検索・提供の事務は末端の警察官が行うが、同人は担当者管理運用責任者が指定し、管理運用補助者の指揮下であって、操作担当者と呼ばれる。

(データ活用、運用状況報告)

データの保存期間は7日間～14日間である(第5第1項)。データを犯罪捜査等のために確認・利用する場合には、警察署職員は管理運用責任者(当該警察署長)宛に「データ検索申請書」により申請した場合、同責任者が検索場所指定で、管理運用補助者の指揮下で、操作担当者によって検索を

させ、その経過は操作担当者によって「データ検索等記録簿」に記載される（同第2項）。複製データの提供もあり、この場合、管理運用責任者は同職員からの提供申請がある場合、適当と認めれば作成、提供でき、その経過は「複製データ提供簿」に記載される。被提供の所属長はこの複製データを保管庫等に保管し、不要となったとき、廃棄し、管理運用責任者に報告する（第5第4項。他都道府県等からの依頼に準用、同5項）。

カメラシステムの運用状況は、半年ごとに警察本部のホームページに掲載、公表される（第7）⁽¹⁷⁾。データおよび複製データは、警察組織内部での管理である。カメラの適正な設置・運用は、管理運用責任者公安委員会が定める規程による厳格な運用手続、その報告とホームページ公開によって、外部から承知することができるが、結果報告のみで、外部機関による直接的なコントロールシステムはない。

〔県下でのカメラ設置の拡大とその要因〕

鳥根県下における防犯監視カメラの設置は他の自治体においても、出雲市にみられるように「出雲市駅等防犯カメラ取扱要綱」（2005年出雲市告示第35号、改正2010、12、14年）の策定によるJR駅周辺に自治体によって設置、運用される状況を生み出している。こうして、街頭防犯カメラ基数は、2009年29基であったものが、同年の県立大生の殺人、死体遺棄事件を契機に、2010年以降急増し、2013年末には184基となったとされる⁽¹⁸⁾。

ここには、示唆的なことが含まれている。犯罪の発生件数は把握できないとしても、公的機関（警察、検察）による犯罪認知件数とその検挙率の低下、低迷の中で⁽¹⁹⁾、鳥根県下で2009年の県立大生殺人・死体損壊事件によって、失踪地の自治体である浜田市において捜査当局によって犯罪者が検挙されず、迷宮化するなかで、犯罪からの恐怖・安全・安心といった市民の体感治安が、市という自治体レベルでのカメラシステム設置を導いたのである。さらに、2012年発生した松江市内での女性失踪事件は、民間の防犯カメラ既設置および撮影把握の事実にも関わらず、解決に至っていないことが、さらに行政、県警察による直接的なカメラ設置に拍車をかけたのである。

さきに見たように、犯罪対策における警察・検察の機能の低下は、究極的に、あるいは間接的に国家（警察）が犯罪対策に関与し、直接的には民間や警察力をもたない自治体が防犯カメラ設置・運用し犯罪対策の一端を担う責任を負う時代、後期資本主義の犯罪対策である責任化戦略の時期を迎えていることを再確認することができる（本章第1節 注10参照）。

言い換えれば、浜田市の防犯（監視）カメラ設置は、また松江市の民間商店組合により8基の防犯カメラが設置は、市民の犯罪不安に対処した安心・安全に応えたポピュリズムの刑事政策であり、これに対し、県警察による松江市における新規8基の「防犯」カメラ設置、運用は強靱な国家における強靱な警察権限を行使する刑事司法政策の展開とみることができる⁽²⁰⁾。

(3) 警察主体の監視カメラの使用と判例

2012年に松江市で発生した失踪事件後、松江市での直接、県警察が防犯のみならず、迅速な犯罪解決の目的で監視カメラシステムを設置し運用し始めた。松江市内の一部とはいえ島根県下での警察主体での街頭における警察監視カメラの設置、運用へと、監視カメラ（システム）の設置、運用の機能が質的に転換する事態も生じていることから、改めて撮影主体が市自治体ではなく、警察主体による監視カメラ使用につき、わが国はどのような法的扱いをしてきたのか、裁判判例の到達点を踏まえておくことが必要であろう。

歴史的な経緯としては、警察（官）が犯罪捜査において、機器の機能を高める付属品（アプリケーション）等（望遠鏡、連写、フィルムからCDデジタル型）を用いるとしても伝統的な断片ショット（断写）撮影用の通常カメラから、さらに連写撮影用のテレビ・ビデオカメラ類は、警察官すなわち者（人）による直接的な写真撮影段階が先行し、その後、監視カメラ（システム）を通じた、この意味では現場には無人の間接的な、機械（自動）ないし（程度差はあれ一定遠隔場所に所在する）機械操作者（警察官、業務委託業者等）による監視・撮影（ビデオ）録画（可能）の、まさに監視（防犯）カメラによる撮影の段階に至っており、今日これらが共存した形態で、撮影現

場に撮影者存否の直接・間接の「写真撮影」（を用いた捜査）が行われているといえる。特定人物の撮影（個別撮影）か、街路型不特定多数の撮影（包括撮影）かの対象の限定は、ユビキタス社会の科学技術の進展によるカメラシステムの精度によって相対的でしかないので、このような区分とした。

〔判例、法的根拠〕

カメラの対象者である被撮影者は肖像権を有するが、撮影主体である警察によって公共の福祉によって制限をうけるとするのが憲法上の基本的見解である（判例）。このリーディングケースとなったのが京都府学連デモの最高裁判決である。この判例によれば、人には、肖像権といわれるプライバシーの権利の範疇に包含される権利があるとすれば、それは憲法13条に基づくとされる。これによれば、肖像権は、「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を撮影されない自由を有するもの」⁽²¹⁾であり、自己の写真を撮影されない権利といわれる。同時に、この肖像権がその一つである個人の自由は、同13条の「公共の福祉」の規定によって「国家権力の行使から無制限に保護されるわけではなく、公共の福祉のために必要のある場合には相当の制限をうける」⁽²²⁾とされる。この「公共の福祉」から警察法（2条1項）は、犯罪捜査が警察に与えられた国家作用の一つとしてあり、警察には犯罪捜査を遂行する義務があることから「警察官が犯罪捜査の必要上写真を撮影する際、その対象の中に犯人のみならず第三者である個人の容ぼう等がふくまれても、これが許容される場合がある」⁽²³⁾とされる。

では、具体的に刑事手続、とりわけ犯罪捜査等において、写真撮影はどのように根拠づけられているのであろうか。憲法上の条文規定の解釈から、刑事訴訟法上も、人の逮捕・勾留、差押え、搜索、検証等は、対象者の同意なしの人身の自由、私生活の自由（プライバシー）等を侵害することになるが、これを許容している。したがって、合理的な犯罪捜査の範囲内であれば、肖像権の制約は認められることになる⁽²⁴⁾。

写真撮影による写真撮影の文言は、刑訴法218条2項の規定にある⁽²⁵⁾。し

かし、写真撮影を強制処分、任意処分とするかについては、学説・判例上、帰一するところがない。法解釈として、写真撮影は、任意処分であるが強制処分的要素も含まれているので、厳格な要件を設けて、刑訴法の220条の〈令状によらない差押え、搜索、検証〉として「逮捕の現場での差押、搜索又は検証をすること」（同条1項）や「第1項の処分をするには令状は、これを必要としない」などを参照し、得られる利益（公益）と侵害される個人の自由（肖像権）の利益衡量をし、写真撮影の許容限界を導き出すことが妥当と考えられる⁽²⁶⁾。

すなわち、写真撮影の許容限界は、犯罪の採証である捜査に当たるとして、（準）現行犯的な状況事例において、証拠保全の必要性（広義）を3要件、①証拠保全の必要性（狭義）、②その緊急性、および③手段の相当性を充足するかにあり、この必要性は他に取るべき方法がないこと（補充性）を含むものと捉えることが今日的に妥当であろう⁽²⁷⁾。したがって、監視テレビカメラの設置・使（運）用にあたっては、①目的の正当性、②客観的かつ具体的必要性、③設置状況の妥当性、④設置・使用による効果、⑤使用方法の相当性の5要件が具体的に検討され、肖像権、プライバシー権など具体的な権利・利益の侵害の主張がある場合には、警察権行使の適法性と侵害の有無が個別に検討されることになろう⁽²⁸⁾。

(4) 小 括

このように監視カメラの設置の経緯、現状をみると、次のことがいえる。

島根・広島両県を跨いだ広域捜査の難しさの面をもった女子大生の殺人、死体遺棄事件の発生は、未解決状態であることが加速し、4年制大学誘致の自治体（浜田市）にとって深刻な市民的不安、安全性の問題、治安への問題提起であった。行政としての一つの象徴的対応が、市長権限による防犯（監視）カメラの設置であった⁽²⁹⁾。しかし、数年後に松江市で発生した女性失踪事件は、民間監視カメラ設置区域で映像録画ができていたものの、未解決状態にあった。この結果、県都の松江市においては、警察主体の捜査目

的、すなわち犯罪対応に即応できる監視カメラ設置へと傾斜してきたのである。すなわち、ここに、民間から警察主体の監視カメラの設置の質的転換をみることができる。前者の一般予防的な目的・機能は、後者にあつて本格的な警察行政の捜査目的・機能が監視カメラの設置、運（使）用面となり、市民のプライバシー、肖像権との緊張関係を一段と高める段階に至ったことが分かる。

しかし、監視カメラ設置・運用の担い手（当事者）、その目的、許容性が問われる原点は、発生事件の未解決、犯人等の検挙の不首尾にある。市民の増幅する安心・安全感の懸念は、実在的根拠をもっているのである。この現代社会の孤立化した市民の不安感があるとしても（第4章）、その実在根拠と結合して増幅している面は否定できない。

このように、今日、犯罪現象は現実の犯罪発生件数、正しくは認知件数に関係なく、特異な事件を契機として治安が悪化しているとの印象が広まり、犯罪不安が急速に高まるモラル・パニックという状況下であり、このことが街頭、店舗、住宅、駐車場での監視・防犯カメラ設置を促進している。そして、これに対応した、安心・安全の街づくりに理論的な根拠を与えているのが「犯罪機会論」なのである⁽³⁰⁾。

(1) 前田雅英「犯罪統計から見た新宿の防犯カメラの有効性」ジュリスト1251号（2003年）154頁、警察が設置する街頭防犯カメラシステムに関する研究会・最終とりまとめ（案）https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki8/7th_siryou_1.pdf参照。

(2) 事件は当時島根県立大学生であつた被害者平岡都さん（女性、当時19歳、香川県坂出市出身）が、浜田市内のアルバイト先であつたショッピングセンター「ゆめタウン浜田」から退出した午後9時過ぎ（同店の防犯カメラでの撮影記録）の2.5キロ先の大学女子寮への帰寮途中、行方不明となり、翌月11月6日約5キロ離れた隣県（境近）の広島県北広島町知内（東八幡原）の臥龍山山頂付近において遺体の一部（頭部）、11月7～9日、19日にかけて左大腿骨（一部）、手足のない胴体、左足首、爪が発見されたものである（DNA鑑定結果）。後（11月30日）に被害者の着用していた靴（未特定）が側溝から発見された。

2015年6月（現在）に至るも、加害者の特定を含め、この死体遺棄事件の全容解明はできていない。なお、2012年死体遺棄事件の公訴時効（3年）であることから、容疑を殺人（殺害事件）に切り替え捜査の継続を検討することとなった（2012年9月28日、日本経済新聞）。中国新聞「浜田学生遺棄事件1年 有力情報なし捜査難航」2010年10月26日。同「浜田学生殺害事件 発生4年捜査難航」2013年10月26日。島根、広島両県警は合同捜査本部を浜田署に設置している。島根県警察・広島県警察の合同捜査本部は、警察庁による「捜査特別報奨金対象事件」として上限300万円を上限額とする捜査協力経費を提示している（2016年2月25日まで）。山陰中央新報、2015年2月26日。www.pref.shimane.lg.jp/pollice/hamada.html

(3) www.u-shimane.ac.jp/university/security/measure/2009-1222-1039-5. 後に「浜田市犯罪のない安全安心なまちづくり推進協議会」が発足した。

(4) 同要綱の制定、施行に先立って、数回の「浜田市個人情報保護審議会」が開催され 同審議会からの意見聴取が行われ、市長は要綱につき了解を得ている（同審議会事務局ヒアリング 2015年6月22日）。

<資料> ○浜田市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

平成22年2月22日

告示第17号

第1条（趣旨） この告示は、浜田市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成19年浜田市条例第8号）第5条の規定に基づき、犯罪の予防を目的として市が整備する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。
第2条（定義） この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 完結型防犯カメラ カメラ（犯罪の予防を目的として公道沿いに固定して設置されるカメラをいう。以下同じ。）ごとに録画機能を備えたものをいう。
- (2) 防犯カメラシステム カメラと情報機器を通信回線で結び、情報の処理及び一元管理を行う仕組みをいう。
- (3) 防犯カメラ 完結型防犯カメラ及び防犯カメラシステムをいう。
- (4) 画像 次の画像をいう。
 - ア 完結型防犯カメラにより撮影され、及び記録された画像
 - イ 防犯カメラシステムにより撮影され、並びに記録され、及び生成された画像

第3条（管理責任者の設置等） 市長は、防犯カメラ及び画像の適正な管理及び運用を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、総務部長をもって充てる。

3 管理責任者は、防犯カメラ及び画像の適正な管理及び運用のために必要な措置を講ずるものとする。

第4条（設置等） 市長は、防犯カメラの設置に当たっては、その設置の目的を達成するために必要最小限の撮影対象区域となる場所に設置するものとする。

2 市長は、前項の規定により防犯カメラを設置しようとするときは、あらかじめ掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 設置場所
- (2) 設置台数
- (3) 撮影対象区域
- (4) 運用を開始する日

第5条（作動時間） 防犯カメラの作動時間は、原則として終日とする。

第6条（設置の表示） 市長は、第4条の規定により防犯カメラを設置するときは、防犯カメラの撮影対象区域の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨を表示するものとする。

第7条（画像の管理） 画像は、市長が適正に管理するものとする。

2 画像の保存期間は、市長が別に定める期間とする。

3 市長は、前項の保存期間の経過後は、速やかに画像を消去しなければならない。

4 画像は、第9条第1項に定めるもののほか、これを複製し、又は印刷してはならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第8条（画像の閲覧） 市長は、防犯カメラシステムにより生成された画像に限り、対象者を限定して閲覧させることができる。

2 前項の規定により画像の閲覧をすることができる者は、犯罪の予防の効果を考慮して必要最小限の範囲内で市長が指定する者とする。

第9条（提供の制限等） 市長は、次に掲げる場合に限り、画像及び画像を複製し、又は印刷したものその他画像に係る情報（以下「画像情報」という。）を提供することができる。

(1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定により捜査機関から公文書により提供を求められたとき。

(2) 前号に定めるもののほか、法令の規定に基づき書面により提供を求められ、かつ、個人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により画像情報を提供するときは、その必要性を審査し、提供の目的に照らして必要かつ適切な範囲で画像情報を提供するとともに、当該画像情報の提供を受けた者に対し、次に掲げる事項の遵守を求めるものとする。

- (1) 画像情報を適正に管理すること。
- (2) 提供を求めた目的以外の目的での利用及び第三者への無断提供をしないこと。

(3) 提供を求めた目的を達成したとき、又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに画像情報の返却又は破砕等を行うこと。

3 市長は、第1項の規定により画像情報を提供したときは、提供日、提供先、提供理由及び提供した画像情報の内容を画像情報提供記録簿に記録するとともに、毎年度その実績を公表するものとする。

第10条（業務の委託） 市長は、必要があると認めるときは、防犯カメラの運用に関する業務の一部を市長が適当と認める者に委託することができる。この場合において、契約書等には、当該委託を受けた者が遵守すべき事項を明記する等の必要な措置を講ずるものとする。

第11条（個人情報保護条例の適用） 画像情報の取扱いについては、浜田市個人情報保護条例（平成17年浜田市条例第21号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（その他）第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この告示は、平成22年2月22日から施行する。

附 則（平成22年8月13日告示第119号） この告示は、平成22年8月13日から施行する。

(5) 3社は、石見ケーブルビジョン株式会社（浜田市）、セコム山陰株式会社（松江市）、株式会社GNS（東京都）であり、防犯カメラシステム（ネットワーク型）は、同3社の保有する技術・サービス・インフラ等を活用し構築されたネットワークであり、得られた記録映像を含む個人情報はGNS社の行う「動体除去技術」によって、プライバシーを保護した状態で閲覧可能とする処理後に、浜田市によって扱われることになるとする。動体除去技術とは、「動く物体（通行人や走行車）などを除去し、プライバシーを保護した状態を閲覧することが可能となり・・・本システムでは、PC、携帯電話等を利用しリアルタイムにカメラ画像を閲覧できるため、防犯ボランティアや学校関係者にご利用頂くことで、通学路の等の安全確保の向上につなげることも可能」とするものである。
www.secom-sanin.co.jp/news/2010/20100428_camera/index

(6) 画像の保存期間は市長が定めるが、特別に必要な場合以外複製、印刷を禁止する（7条）。

(7) その他の提供は、法令の規定に基づき書面により提供が求められ、かつ個人の利益を不当に害する恐れがない場合である（9条1項2号）。その際には、「提供日、提供先、提供理由及び提供した画像情報の内容」につき「画像情報提供記録簿」に記録し毎年度、その実績を公表することになる（9条3項）。

(8) 浜田市総務部安全安心対策室「浜田市防犯カメラ設備一覧」（2015年3月9日現在）。

- (9) 年度（1～12月）ごとの刑法犯認知件数は、防犯カメラ設置年である2010年から、「総件数（内訳 窃盗犯、凶悪・粗暴犯）」につき、推移をみるとつぎのとおりである。2010年388（248、13）件、2011年358（236、20）件、2012年382（264、12）件、2013年336（239、14）件、2014年354（263、17）件。
- (10) イギリスにおける犯罪防止対策の民間への転嫁である責任化戦略（responsibilization strategy. ガーランドの造語）につき、拙稿「D・ガーランド『処罰的社会』」島大法学39巻3号（1995年）139頁。「国家だけが犯罪の防止と統制に責任を負うのではなく、（国会外の）別のものが責任を負わなければならない」同。David Garland, *The Culture of Control: Crime and Social Order in Contemporary Society*, Oxford U P 2001, pp.307. 1980年代以降、国家機能・能力の限界から、市民の犯罪（被害者化）への不安を背景に、コミュニティポリシング、安全の協働創出などが叫ばれ、非国家的な組織・個人の犯罪予防・対策への積極的な関与が叫ばれてきたことを示す。Ibid., 121-124.
- (11) 事件後の浜田市における安心な街づくりの動きとして、県・県警察等により「犯罪のない安全で安心なまちづくり推進県民大会」（2009年12月21日）が県立大学講堂で約700人の参加があり開催された。www.tsk-tv.com/?m=news&f=20091221&n=1 浜田市、島根県立大学の事件関連後の今日までの動きにつき、同大学ホームページ参照。<http://www.u-shimane.ac.jp/university/security/ht/>
- (12) www1.g-reiki.net/Hamada/reiki-houbun/r132 RG00000035.html
- (13) 防犯カメラで撮影され判明したとされる事実はつぎのとおりである。柏木さんは、9月27日、①午前零時20分男性客2人と勤務する飲食店を出、同2人とは別の飲食店に行って後別れたこと、②午前2時頃、自身の自動車駐車場の北に歩いていたこと、③彼女のものともみられる車が、1キロ以上北方にある自宅とは反対に、県道を南方向に走行していたことが判明し失踪直前の防犯カメラ映像の一部は公開されている。Ibid. 新大橋商店街振興組合は、松江市伊勢宮町の商店街店主で構成されており、カメラの撮影画像の常時監視はせず、録画分は保存期間（主に1～2週間）経過後には自動的に削除することにするなど、独自に運用規程を定めている。山陰中央新報「自由の風景」、2014年2月19日。
- (14) 山陰中央新報 2012年10月16日「松江女性不明 防犯カメラ画像公開」
<http://www.pref.shimane.lg.jp/police/hanzai/zyouhou/missing/20121006>
- (15) www.pref.shimane.lg.jp/police/seikatsu/matidukuri/2607_camera
- (16) Ibid.
- (17) カメラは、県警主体で松江市伊勢宮町地内（松江警察署、松江駅前交番）に8基設置されており、新設置の2014年上半年および下半期の「街頭防犯防犯カ

メラシステム運用状況」によれば、映像データの活用件数（事案種類）は、4件（道路交通法違反、強制わいせつ）および2件（道路交通法違反、建造物侵入未遂被疑）であった。Id. 県警本部長は、8基設置によって、刑事事件で5例、ひき逃げ交通事故で4例あり、「中には事件解決につながった事例もあった」とする。山陰中央新報「県政の指針～部局長「インタビュー（12）」2015年5月10日。島根県警察HP <http://www.pref.shimane.lg.jp/policer/hamada.html>「街灯防犯カメラシステム管理運営要綱」県警本部長通達。県公安委員会「街灯防犯システムの運用に関する規定」（島根県公安委員会規定第1号、平成26年4月10日）。

(18) 山陰中央新報「街頭防犯カメラ396台」、2014年2月19日。

(19) 検挙件数を認知件数で除した百分比である「検挙率は、平成13（2001）年には、刑法犯で38.3%、一般刑法犯で19.8%と戦後最低を記録したが、14（2002）年から上昇に転じ、18（2006）年以降は横ばいで推移し、24（2012）年は刑法犯総数で53.1%（前年比0.7pt上昇）、一般刑法犯で31.7%（同0.4pt上昇）であった」。法務省法務総合研究所編・平成25年版 犯罪白書（日経印刷、2013年）、刑法犯は刑法および特別法を含むが、一般刑法犯は刑法犯から自動車運転過失致死傷等を除いたもので、一般刑法犯で検挙率をみる視点は、故意犯を基にする点で重要である。

(20) マルコム・フィーリー（藤井 剛訳）「日本と西洋における犯罪の展開に関する三つの仮説」龍谷法学41巻3号（2008年）165-183頁。犯罪統制における法規範によらない非近代的要素につき言及がある。「日本が相対的に、比較的弱い市民社会の制度を有する『強靱な国家』であるという前提に依拠している」。179頁。「アメリカ合衆国や英国におけるように、軟弱な国家においては、犯罪対策はポピュリズム刑事政策によって形成されている。専門家でない立法者が政策を策定する」。同178頁。「強靱で能動的な国家は、軟弱で反作用的な国家よりもポピュリズム刑事政策に影響されにくい。その能動的な使命に矛盾することなく、強靱な国家は刑事司法過程について、刑罰に関する哲学を伴う十分に練られた理論と、決然と行動し、少なくとも世間による干渉と立ち向かうという強力な権限を有する官僚を通じてこのヴィジョンを実行することが多い」。同179頁。

(21) (22) (23) 最高裁判所大法廷判決、1969（昭44）年12月24日、刑集23巻12号1625頁、LEX / DB 27681653（2 - 3頁）。本判決の先行判例との関係、到達点、その意義について簡潔に整理されたものに、田宮裕「捜査における肖像権とその限界—最高裁判例の意義—」判例タイムズ243号（1970年）14頁。

(24) 村井敏邦「犯罪の発生が予測される現場に設置されたテレビカメラによる犯罪状況の撮影録画が適法とされた事例」判例評論360号（1989年）224頁参照。

- (25) 「身体の拘束を受けている被疑者の・・・又は写真を撮影するには、被疑者を裸にしない限り、第一項の令状によることを要しない」(218条3項)。「・・・司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により・・・捜索又は検証をすることができる」(同条1項)。
- (26) 東京地裁40年3月8日。村井、前掲注(24)225頁。最高裁判例前の判例において、「顔写真の撮影は一見任意捜査であるかのように思われるが、社会通念上無形の強制力を駆使して、個人の平穏な生活を侵害するはもとより、憲法上の保障された諸権利や個人の尊厳を害する恐れある行為であり、又一方実定法の上より見ても刑事訴訟法上218条2項の規定の反面として身柄の拘束を受けていない被疑者の写真撮影は令状を要し同法197条1項但書にいう強制処分に含まれる」とする硬い見解、すなわち写真撮影は被撮影者の同意か法規上の根拠が必要とするものであった。大阪地裁判決1961(昭和36)年12月23日、下刑集3巻11・12号1270頁、LEX/DB 27682744。判例を概観し検討したものに、星周一郎・防犯カメラと刑事手続(弘文堂、2012年)167頁以下。
- (27) 警察官職務執行法1条2項は、警察比例の原則、すなわち「この法律に規定する手段は、前項の目的のため必要な最小の限度において用いるべきものであって、いやしくもその濫用にわたることがあってはならない」と規定していることに留意すべきである。しかし、最高裁決定2008(平成20)年4月15日刑集62巻5号1398頁、LEX/DV 28145280。ビデオ撮影事例であるが、「通常、人が他人から容ぼう等を観察されること自体は受忍せざるを得ない場所におけるものである。・・・ビデオ撮影は、捜査目的を達成するため、必要な範囲において、かつ相当な方法によって行われたと」して、さきの(準)現行犯的な状況(緊急性)は緩和されたようにみえる。ただ、被侵害法益の性質程度が考慮され、捜査比例の原則は留意されているといえるか。宇藤崇「被疑者の容ぼう等のビデオ撮影が適法とされた事例」ジュリスト1376号(2009年)208頁。
- (28) 大阪地裁民事部判決、1994(平成6)年4月27日、判例タイムズ861号(1995年)160頁、LEX/DV27826141が参考になる。
- (29) 犯罪機会論は、犯罪者を非犯罪者と特別に区分し、違いを見ようとするものではなく、どんな人間も機会の有無によって犯罪を実行し、しなかったりすると考え、どんな人間でも犯罪に及びにくい環境、すなわち犯罪防止に配慮した環境設計、監視カメラシステムの採用を謳うものである。浜井浩一・芹沢一也・犯罪不安社会(光文社、2006年)161-162頁。拙稿「地域の安全、リスクと犯罪者の社会内処遇」浅田・上田・松宮・本田・金編・自由と安全の刑事法学(法律文化社、2014年)695頁以下。この犯罪機会論は、状況的犯罪予防論の一理論である。この状況的犯罪予防論(Situational crime prevention)は、1970、80年代にクラーク(Ronald V. Clarke)他(Marcus Felson)によって、

日常生活における犯罪機会を減少させる犯罪予防戦略を論じてきており、監視カメラ（CCTV: Closed Circuit Television Cameras）や自動車・住宅警報装置等の設置を含め、今日の刑事政策に多大な影響を与えている。同理論の抱える問題を論じたものにつき以下。von Hirsh, Garland, Wakefield, *Ethical And Social Perspectives On Situational Crime Prevention*, Hart Publishing 2000, pp.230.

2 イギリスにおける監視・防犯カメラ

(1) 歴史的経緯—監視カメラの設置・拡大から法的規制へ

今日の社会はユビキタス社会⁽¹⁾といわれるが、そのなかで監視カメラの設置、運用については先端の位置にあったイギリスは、1961年にロンドン交通公社が駅に最初に設置したという前史があるとされるが、これについては他の研究を参照されたい⁽²⁾。

今日のイギリスは、世界人口のわずか1%でしかないのに比べ、世界の監視カメラ台数の20%を占めているとされる。このことは、強力な規制システムが必要であることを再確認させるものともなっている⁽³⁾。

監視カメラへの法的規制の議論：1984年の内務省ガイドライン（Home Office Guideline）によって監視カメラ、警察使用の監視活動装置等への規制、透明化が一定行なわれ、1997年から1998年にかけて、議会の科学・技術特別委員会（House of Lords' Select Committee on Science and Technology）の第5次りポート（報告書）は、強制力のある実務規範（取扱規程、運用コード。Code of Practice）によって監視カメラシステムの許可制度の導入の必要性を示した。これは、民間、公的機関等において拡大した監視カメラの設置、運用に対する見直しを背景にしたものであり、ヨーロッパ人権条約を承けて成立した1998年の人権法（Human Rights Act）の成立、同年のデータ保護法の改正を通じ、2000年3月から、同改正データ保護法により監視カメラを所有する機関は、データ統括者を任命、配置することが義務づけられることに繋がるものとなった⁽⁴⁾。上院科学技術特別

委員会において1998年2月2日内務大臣（Alum Michael, HO Minister）は提案を考慮中とした。当時、地方（自治体）レベルでは、規制の努力は一律ではない。監視カメラの独自システムの運用をしているケンブリッジ市のような、いくつかの都市は、比較的詳細な「実務規範」を制定していた。他の都市は、より限定的な規制構想であったり、民間の（自主的な）実務規程である。民間分野は、時には事業者である監視カメラ協会（CCTV Association）によって作成されたガイドラインに沿ったものを用いていた。

ヨーロッパ人権条約を基にするといった憲法的な市民的自由は公共的なテレビでの監視に関してという限定領域ではまだ生まれ育ってはいなかった。しかしヨーロッパ人権条約8条は「（個人・人の）私的・・・生活の尊重」の保障は、監視カメラによる監視の規制を要請するものとして解釈されるべきとする状況に推移してきた。

ところで、監視カメラシステムは、その撮影対象、場所生活・住宅・商業区域か、公道上の別によって、適用される法規範が異なってくる。監視カメラの規制の在り方、実務規範の違いが生じるが、これは監視カメラの個別運用場面での違いにもなる。車両（番号）および運転者の監視目的の場合と、一定空間（路上、商店街）の直接監視目的の場合とは、上位的な法益、すなわち円滑な交通の保障、迅速な事故対応処理の目的なのか、それとも犯罪加害・被害の未然防止・認知、治安の維持（犯罪恐怖の解消）目的なのかによって、監視カメラ一般規範で足る場合とそれ以外の規制がかかる場合とに分けられる。

具体的には、一般には、監視カメラは、累積された共通の準則に従うことになる法があった。これらは、1998年データ保護法（Data Protection Act 1998）、人権法（Human Rights Act 1998）、2000年調査権限規制法（Regulation of Investigatory Powers Act 2000）、情報保護法（Freedom of Information Act 2000）である⁽⁵⁾。

そして、これらに新たに2012年自由保護法が加わったとみてよいであろう。なお、道路交通に関しては、これらに道路交通関係の規制立法が加わる

ことになったのである⁽⁶⁾。

この間、2010年5月「連立：政権綱領」において、市民的自由の確立が叫ばれ、監視カメラが果たしてきた市民的自由の濫用がその規制という形で、立法化すべき段階にある。この背景には、これまで（労働党政府の下で）「過去10年間にイギリス国家が余りに権威主義になり、基本的な人間的自由（freedom）および歴史をもつ市民的自由（civil liberty）を濫用し、衰退させて」きたとの現状認識から、具体的な政策課題の一つとして「われわれは監視カメラ（CCTV）を一段と規制する」ことを挙げている⁽⁷⁾。

このことは、イギリスが、今日、監視カメラの規制の検討期に入っていることを示すものである。イギリスでは公共、民間機関における監視カメラ（システム）については包括的な規制がなかった。1984年に内務省ガイドラインの採用によって、警察の利用する監視カメラ等の監視活動用装置の可視化が一定図られたとされる。

こうして、イギリスにおける監視・防犯カメラのシステムおよび運用に関する法的規制へ強く傾斜する以前の先行研究があるが、今日、新しい局面を迎えているといえる。

この監視カメラの洪水とも言うべき中で、監視カメラの適正な運用のために、さらに2012年には自由保護法（Protection of Freedom Act 以下、自由保護法）によって実務規範（Code of Practice 実務準則）が示され、またあらたに監視カメラ・コミッショナー（Surveillance Camera Commissioner: SCC.以下、コミッショナーという。）が配置されることになった⁽⁸⁾。

2012年9月、初のコミッショナーに、2009年以来、全国暫定監視カメラ監査官（Interim CCTV Regulator）の職にあったレニソン（Andrew Rennison）が就任した。その後、2013年8月12日、先の実務規範がイングランドおよびウエールズ地方に施行された⁽⁹⁾。

(2) 2012年自由保護法

実務規範は、公共の場所の監視カメラシステムが公衆をスパイするのではなく保護、支援するために使用されることの信頼を公衆に保証することを意図したものである。監視カメラシステムの必要性および比例性に関する法律上の諸義務を明確にすることに加えて、実務規範は同システム操作者（オペレーター）側に多大な透明性および同意による監視の風潮を促進しようとするものであった。そのことが、監視カメラシステムが必要であるときに、監視カメラの一層効果的な活用を促進するとする。この実務規範に示されたアプローチは、多くは自主規制によるものであり、大部分は本規範が最初から法的な縛りを与えようとするものではない。むしろ、システム操作者が本規範に規定された遵守事項（コンプライアンス）に利便性があると認めるように、本規範が自主性を基礎にして広汎に支持され、採り入れられることが期待されていた⁽¹⁰⁾。

このように、実務規範は、その対象者を公的な機関、自治体のみならず、民間団体（事業者）、個人にまで広げて自主的に設定できるようにした準則であるといえる。実務規範は、よき実務運用となる後述の12項目の指導原理（Guiding Principle）で構成されており、既存の他の法律順守からの要請項目と今次の自由保護法によって示された項目から成る⁽¹¹⁾。

<実務規範>

監視規制の対象となるものは、ここでは監視カメラと総称するが、原文では「CCTV（閉回路型テレビジョン）およびその他の監視カメラテクノロジー」の規制とある（条文第1章、項目見出し）。拡大化したあらゆる監視カメラ設置・運用者（事業者）に対する行為遵守規範として義務化されたものであるといえよう。

実務規範の作成権限は、担当国務大臣（内務大臣）にあり、そこに監視カメラシステムのガイダンスを含め記載される（自由保護法29条1項）。具体的には、実務規範によれば、監視カメラシステムが「適切に運用されるならば、これらシステムは公衆の安心・安全、さらに人および財産双方を保護す

ることに貢献する価値ある道具である」⁽¹²⁾とする。実務規範には、監視カメラシステムの開発・使用（同1項a）か、同システムによって得られた画像またはその他情報の使用または加工（同1項b）に関するガイダンスが含まれることになっている。

前述の指導原理の12項目とは、監視カメラシステム使用、運用の際に採用、遵守されるべき操作準則なのである。

＜実務規範12項目＞⁽¹³⁾

12項目を基本的な事項（アラビア数字）およびチェック項目（・）で示す。

- 1 監視カメラシステムの使用は、常に適法目的を遂行し、かつ確認された差迫した必要性に合った不可欠な特定目的のためであること
 - ・あなたの（監視カメラ）システムの目的は何か。
 - ・その使用を検討しているか。
- 2 監視カメラシステムの使用は、その正当性の保持を確認するため、個人および個人のプライバシーへ⁽¹⁴⁾の影響を考慮すること
 - ・あなたはプライバシーへの影響評価を実施したか。
 - ・プライバシー影響評価を公表しているか。
- 3 情報および申立てに対しアクセスするために公表された接触箇所をふくめ、可能な限り多く透明性を保持すること
 - ・監視が行われていると言える場所信号をもっていますか。
 - ・質問を発したり苦情を言う者に対して接触し公表する場所はあるか。
- 4 収集、保持、使用される映像および情報を含め、あらゆる監視活動に対する責務（Responsibility and Accountability）をもつこと
 - ・あなたのシステムの責任者は誰か。
 - ・あなたの職員は自己の責任を自覚しているか。
- 5 監視カメラシステムの使用にあたっては、明確な規則、政策、手続（以下、規則等）を遵守すること、かつ規則等を履践する必要がある者すべてとコミュニケーションをもたなければならないこと
 - ・しかるべき明確な政策方針と手続をもっているか。

- ・あなたの職員は、あなたの政策方針と手続にどんなものがあるか承知しているか。
- 6 厳密に要請されている以上のよりも多くの画像と情報を入手してはならないこと
- ・映像と情報をどのくらいの期間保管するか。
 - ・いったん映像と情報が不要となれば、それらが除去されたことをどのように確認するか。
- 7 アクセスすることができる者に関し、明確な規則でもって、保持している画像や情報にアクセスすることを限定すること
- ・集積情状にアクセスする（できる）者に関し何らかの政策方針をもっているか。
 - ・情報開示に関する政策方針をもっているか。
- 8 監視カメラシステム操作者（オペレーター）は、いかなる認定された運用上、技術的な能力基準であっても、それらの基準に適合しかつ堅持させるため目的および作業に関連する、それら基準を検証すること
- ・認証（公認）された、何らかの操作技術基準に従っているか。
- 9 監視カメラシステムの画像及び情報は、無許可でのアクセスおよび運用から保護する適切な保安措置に服すべきこと
- ・あなたのシステムによって捕捉された映像は安全に保管されていると確認できますか。
 - ・認定された人々だけが映像へのアクセスが与えられているか。
- 10 遵守されるべき法的条件、政策課題、規準を確実にするために、効率的な審査や特別なやり方（方法）を行うこと
- ・あなたのシステムがなお条件を充足していると保証するために定期的に、その点検（評価）をしているか。
 - ・監視カメラシステムに代替する解決がありうるか。
- 11 適法な目的を追行するのに使用される場合、証拠上の価値をもった画像および情報を（得る）目的をもって公共の安全と法執行を支援するもつと

も効果的な方法で行われること

- ・刑事司法システムはあなたの監視カメラシステムによって生じた映像と情報を使用することができるか。
- ・あなたはデータ保管、安全性、廃棄に関する政策方針をもっているか。

12 何れの情報であっても、監視カメラシステムをサポートするために用いられる日付に至るまで、確実にかつ保持されること

- ・自動車ナンバープレート認知装置、顔面認知、服装認知ビデオ (Body Worn Video :BWW)、遠隔操作物体 (ドローン) といった何らかの特殊技術を使用しているか。
- ・あなたのデータ保管物 (ベース) に保管されている情報が正確かつ最新であることを保証するしかるべき政策方針をもっているか。

<旧全国 (暫定) 監視カメラ監督官からコミッショナーへ>⁽¹⁵⁾

自由保護法は、その法案段階から、いくつかの点で実効性のあるものにすべきとする意見があった。その一つが、市民団体である「偉大な兄弟監視 (Big Brother Watch)」からのものであり⁽¹⁶⁾、同団体は、公的機関に監視カメラ設置の場合にはその設置、運用の5項目の政策目標を明確にすべきであると⁽¹⁷⁾。これは、監視カメラの設置拡大に対する懸念を払拭すべきことを示すものであった。

2009年には、内務省は、全国的な監視カメラ監督組織を新たに設置する見通しで、内務省からは独立の顧問として活動する「暫定監視カメラ監督官」を任命した (前述のA・レニソン)。これが世界で最初の監視カメラ監督官と喧伝されたものである⁽¹⁸⁾。

自由保護法によって設置、発展されたコミッショナーの職務は、①監視カメラ規範の遵守促進、②同規範の運用審査、③同規範に関する違反および改正を含む助言提供を政府に行うことが可能となった⁽¹⁹⁾。コミッショナーは定期的に、活動報告書を作成し、原則3月末までの年次毎に同報告書 (レポート) を、国務大臣および議会に提出し、公刊する義務がある (同法35条

1 b)。コミッショナーの年次報告書が、2014年12月16日議会に提出されている⁽²⁰⁾。

(3) 監視カメラ使用の課題と問題点

監視カメラの設置、運用に関しての政府（内務省）の初期の評価は、政府調査レポート（報告書）⁽²¹⁾によって示されている。同レポートの著者は「監視カメラは。犯罪との闘争において有効な手段であるものの、監視カメラシステムは現在の同システム自体のように大いに変動的であることを認められなければならないものであること」⁽²²⁾を証明している。この調査は、シティセンター、駐車場、病院、住宅地（居住地域）などに設置された監視カメラ13基によって、警察認知犯罪数、市民の行動態様（12区域）、カメラ機器操作室と外部機関連（警察）、携監視カメラの経済的影響等、多岐にわたる調査であった。監視カメラ設置があることによる訪問先回避という行動変容を齎したのは、回答者の1%にすぎなかったこと、また監視カメラ設置に好感を寄せているのが、同様に70%以上であったこと、市民的自由への懸念は監視カメラ導入後わずかばかり（2～7%）減少したが、回答者の17%が同懸念を表明していた⁽²³⁾。総じて、監視カメラが犯罪減少効果をあげなかったとか、監視カメラの設置に起因せずに犯罪減少があったなどとして、監視カメラの効果なしと単純化することを戒めてもいる⁽²⁴⁾。

いずれにせよ、イギリスは、公的機関のみならず民間にまで波及した監視カメラの使用、運用を法律上の実務規範として高め、立法化したものの、（刑事・民事の）法的制裁を伴わない形態で⁽²⁵⁾、指導原理を12項目として示し、遵守を指導する緩やかな規制を取り始めたものである。したがって、監視カメラの設置主体に関係する法律は、実施関係当事者（当局者）によって、例えば捜査機関であれば、関係する刑事手続法、人権法との関わりで生じてくることによって、監視カメラの使用、運用方法に縛りがかかるとみてよいであろう⁽²⁶⁾。この包括的な実務規範は、民間・私人間における監視カメラの使用、運用をも包括したところに特徴があり、また規程内容に抽象度

が残る。

この自由保護法の一領域として監視カメラの実務規範が示されたが、ここにバーミンガム市の状況を典型に、肥大化した監視カメラ網と市民的自由とのイギリス的妥協点（一立法）を看取することができるが、その実効性、保障方法という点では課題が残されている。

(1) ユビキタス社会は、「あらゆる場所に情報通信技術が介在する状態」なのであるが、監視カメラとコンピュータ・ネットワークの結合は、ユビキタス社会における監視カメラ問題でもある。佐久間 修「ユビキタス社会と刑事実体法」ジュリスト、1361号（2008年）49頁。この社会では、広く電子監視と個人情報情報の把握・漏洩・保護、セキュリティ、「潜在的」犯罪者に対する抑止機能等が問題となる。

(2) 先行研究として、1998年データ保護法（Data Protection Act 1998）、内務省1984年ガイドラインにつき、石村耕治、欧米の監視カメラ規制、237頁、星周一郎「英米における街頭防犯カメラの法的規制」前掲書・防犯カメラと刑事手続（弘文堂、2012年）所収、3、84頁以下。岡本美紀「街頭防犯カメラシステムの導入をめぐる諸問題—我が国と英米における現状の比較検討—」法学新報112巻1・2号（2005年）597頁。石村耕治「欧米の監視カメラ規制立法—監視カメラと市民のプライバシー—」白石孝・小倉利丸・板垣竜太編・世界のプライバシー権運動と監視社会（明石書店、2003年）237頁。山口響「監視カメラ大国イギリスの今」小倉利丸編・路上に自由を一監視カメラ徹底批判—（インパクト出版会、2003年）82頁。江下雅之・監視カメラ社会—もうプライバシーは存在しない—（講談社、2004年）。イギリスにおける1999年5月からの犯罪抑止計画・監視カメラ（CCTV）構想による住宅地および公共駐車場での監視カメラ網の新設、拡張状況、予算（1999年11月、35計画、約7億8000万円。2000年1月、184計画、約70億円）を明らかにしている。138頁。なお、比較として、東京都（警視庁）は、2002年2月当時、「新宿歌舞伎町に五〇台の防犯カメラを設置した。撮影された映像は新宿警察署と警視庁本部に中継され、専従の担当者が二四時間モニタリングしている。映像は本部でハードディスクに記録され、一週間保存されたのちに消去される」ことを、当時の警視庁のHPから明らかにしているとする。133-134頁。

(3) Big Brother Watch, *Protecting Civil Liberties: The 2015 Big Brother Watch Manifesto*, 2015, at 44. Daily Mail, UK, 27th March 2007. デイリメール紙によれば、イギリスでは驚異的な420万人、すなわち14人に1人が、世界中の20%を占

める台数のカメラで監視されているとする。Id. 王立工学会 (Royal Academy of Engineering) 「政府さらにスーパーマーケットもが我々に関する膨大な量の個人情報をもつ『偉大な兄弟 (big brother)』社会に向かい傾斜することにより生活が危険に曝されうる」とも警告している。関係報告書の著者ギルバート (Nigel Gilbert) 教授は、平均的にロンドン子は日々300基によって同回数モニターされているとする。Id. www.dailymail.co.uk/news/article-444819/UK-1-worlds-population-20-CCTV-cameras 『偉大な兄弟』とは、オーウェルの小説『1984年』の未来監視社会の指導者を指し、これになぞらえたものである。同名小説、(1984年) ジョージ・オーウェル (新庄哲夫訳) (1972年、早川書房、原書1949年刊) 8頁。

- (4) この歴史的経緯につき、「欧米の監視カメラ規制立法—監視カメラと市民のプライバシー—」白石孝・小倉利丸・板垣竜太編・世界のプライバシー権運動と監視社会 (明石書店、2003年) 所収、237頁。内務省ガイドライン1984年、データ保護コミッショナー、240頁。
- (5) 1998年法データ保護法による監視カメラ法的規制につき、星、前掲書、前章 (注26)、85頁。
- (6) 道路交通に限定した監視カメラシステムの採用は、行政管轄対象区域の差異はあるが、ロンドンの一地域の道路であれば、以下のような法令による監視カメラの規制を受ける。Road Traffic Regulation 1984(道交規則), Road Traffic Offence Act 1988 (道交犯罪法), Road Traffic Act 1991, London Local Authorities Act 1996 (ロンドン地方管区法), The Road Traffic Offence (Additional Offence and Prescribed Devices) Order 1988, London Local Authorities Act 2000, The Transport for London (Bus Lanes) Order 2001, London Local Authorities Act and Transport for London Act 2003, Traffic Management Act 2004, The Civil Enforcement of Parking Contraventions (England) General Regulations 2007, The Civil Enforcement of Parking Contraventions (England) Representations and Appeal Regulation 2007, The Civil Enforcement of Parking Contraventions (Approved Devices)(England) Order 2007. London Council, Code of Practice for Operation of CCTV: Enforcement Cameras in the London Borough of Hammersmith & Fulham, Version 3.3-June 2012, at 3-4.
- (7) HM Government, *The Coalition: our programme for government*, Cabinet Office May 2010, Chapter 3, at 10. 同時に、EU諸国と国民との人権のあり方が問われ、あらたに確立する必要から、ヨーロッパ人権条約の下でのあらゆる義務を具体化し確立するイギリス国民権利法案を作成する特別委員会を設置することも掲げている。Id. なお、労働党政権は、ブレア (1997年5月～2007年6月) およびブラウン (～2010年5月) 内閣であったが、その後、キャメロン内閣

(2010年5月～2015年5月 保守・自由民主連立。～現在 保守党)に変わった。

(8) 法案は内務大臣メイ (Theresa May) により2011年2月に議会に提出され、2012年5月1日議会通過後、裁可を得た。Protection of Freedom Act 2012(c.9), Part 2, Chapter 1, ss.29-36 Commissioner in relation to code. Hereafter cited as PFC 2012. 同コミッショナーは、国務大臣が任命する。コミッショナーは業務執行の事務所をもち、支出経費、手当等は国務大臣が決定し支払いする。コミッショナーの職務機能を達成するための、事務スタッフ、関係施設も、同大臣がコミッショナーと協議し提供する。法には自動車ナンバープレート自動読取も規定されているがここでは除外した。 *Ibid.*, s.34

(9) Home Office circular 11/2013. <http://parliamentaryyearbook.co.uk/CP/the-surveillance-camera-commissioner.html>. 正確には監視カメラ (CCTV) および自動車ナンバープレート認知装置 (Automatic Number Plate Recognition: ANPR) の実務規範である。

(10) *Ibid.*

(11) 既存の法とは、もっぱら公的機関に関係する、1988年データ保護法 (個人情報情報の保有)、1988年人権法 (公的機関の厳守義務)、2000年調査権限規制法 (権利保護)。 *Ibid.*

(12) 「同規範の目的は、諸個人および広汎な地域社会が、自らを偵察するよりもむしろ、保護・支援するために監視カメラが配置されることに信頼を持つことを保障するようになるものとする」。 *Ibid.*

(13) PFC 2012, *supra* note 8, s.29(3), Home Office, *Surveillance Camera Code of Practice*, June 2013, at 10-11, Surveillance Camera Commissioner, *Code of Practice*: A guide to the 12 principles. 自由保護法29条3項は、実務規範に記載される項目を9項目示しており、巷間出されている12項目とは異なる面がある。同9項目とは、①監視カメラシステムを使用するか否かに関する考慮事項、②システムまたは装置 (以下、システム等) の型式、③システム等の技術水準、④システム等の所在位置、⑤システム等の情報の公表、⑥システム等の使用・補修をする者に適用される諸基準、⑦システムを用い得られた情報の使用・処理をする者に適用される諸基準、⑧そのようにして入手した情報へのアクセスまたは開示、⑨不服申立または相談の諸手続である。The former (PFC 2012), *Ibid.*

(14) 監視カメラによって侵害される利益を、プライバシーという包括的概念で捉えているが、民主主義と責務 (Accountability) との関係で、「個人は自己の生活に影響を及ぼす判断の決定権を有する」、「民主主義社会にあっては責務のシステムが本質的な構成要素である」とする考えがある。Deborah G. Johnson and Kent A. Wayland, *Surveillance and Transparency as sociotechnical systems of accountability*, in: K.D. Haggerty and Minas Samatas

(Eds.), *Surveillance and Democracy*, Routledge-Cavendish 2010, at 21.

(15) PFC 2012, *supra* note 8, s.35. SCC (Surveillance Camera Commissioner)へのアクセスにつき以下。 www.gov.uk/governments/organization/surveillance-camera-commissioner

(16) 同組織は、監視権力の劇的な拡大を注視するなど市民的自由の侵食状況を公表するレポートを公刊するなどしてきている。2009年設立の市民団体であり、本レポートの公刊にあたっては、政治経済調査信託の援助を受けるなどしている。 www.bigbrotherwatch.org.uk

(17) 第1は、実務規範の実施強化権限を監視カメラ監督官に与えること、第2に公的基金で設置される監視カメラの運用開始にあたっては、犯罪統計に言及しあるいは意味をもった危害リスクに言及せねばならないこと、第3に、公共団体は、監視カメラが犯行での有罪を確証するのに使用されるときはその事例を公表すべきこと、第4に、公共団体はその監視カメラ設置場所につき（テロの恐れのある区域が直接的な保護で使用されるものを保護すること）標準化された様式で公表すべきこと、第5に、民間（設置）監視カメラを規制することにつき商業企業および私的個人の双方によって操作される監視カメラを規制することにつき相談を開始すべきこと。Big Brother Watch, *The Price of Privacy: How local authorities spent £515m on CCTV in four years, A Big Brother Watch Report*, February 2012, pp.36, at 4.

(18) 監督組織（全国監視カメラ戦略局 National CCTV Strategy Board）は、下部組織として同監督官・独立諮問グループを置いた。同グループは、企業、監視カメラ操作者、地域、第三セクターグループの代表で構成された。Frankie Cordova, World's First CCTV Regulator appointed, *BLOG*, 02 Feb. 2010. 内務次官（Home Office minister）ブローケンシャー（James Brokenshire）は、監視カメラ（および車両番号読取機）といった高度なテクノロジーは公衆の支援・信を受け続けることを確実にするためには、一層の規制が必要であるとした。Alan Travis, 'Big brother' traffic cameras must be regulated, orders home secretary, *The Guardian*, 4 July 2010.

(19) 内務省（Home Office）は、2014年2月（監視カメラ）コミッショナーが、ポーター（Tony Porter）に交代したことを報じた。 www.react-asd.co.uk/housing/know-new-surveillance-camera-commissioner. コミッショナー交代によって、職務の一部が変化している。①監視カメラ実務規範の履行促進は同じであるが、②監視カメラシステムの効果的で、適切で、調和のとれた透明性のある運用に関する助言をすること、③操作・技術基準に関する助言をすること、④実務規範の運用方法を検討し、いかなる修正でも必要な場合政府に助言することとなっている。 *Id.*

(20) SCC, Surveillance Camera Commissioner Annual Report 2013/14, Dec. 2014, pp.30 . <https://www.gov.uk/government/news/surveillance-camera-commissioner-launches-survey-1-june-2015>. 年次報告書は、自由保護法の実務規範が、CCTV監視カメラ（自動番号読取機、その他監視カメラ）の公共空間での使用が設置目的に合致して「公開性、比例性（均衡性）、効率性」を保持し、法的義務として「監視カメラシステムの必要性および比例性」を明確化していることを確認し、今後の課題として、家庭環境での監視カメラシステムの使用が引き続き増加し、家電小売店でのディスク内蔵家庭用監視カメラが100ポンド余で売られており、これに伴う不服の増加という民間（住宅）区域でのカメラの規制が問題となっているとする。その他、ドローン（無人飛行機体 UAV）への関心および自動顔面認証装置（AFR）の活用拡大を指摘するが、設置当事者の実務規範の自主的採用が基本であることから、現状の確認のレポートに止まっている。 *Ibid.*, at 9,18.

(21) Martin Gill and Angela Spriggs, *Assessing the impact of CCTV*, Home Office Research Study (HORS)292, February 2005, pp. x iv 160. 本レポートは、イギリスにおける監視カメラ導入、運用の背景を説明している。監視カメラ構想は、1998年内務省犯罪抑止計画（Home Office Crime Reduction Programme）に基づき立ち上げられたものに関するものである。同構想の予算は684監視カメラプロジェクトの設置基金として1700万ポンドであった。監視カメラの設置場所は、広域に及んでいた。構想第2巡目の352監視プロジェクトから抽出された13プロジェクトの経過、効果の評価・主結論を提示したものである。 *Ibid.*, at 1. 本文注50、江下、前掲書、注2、137頁、参照。

(22) 監視カメラ運用プログラム長、カーショウ（Chris Kershaw）は調査結果につき、このように言及し、「監視カメラは助けになる端的な手段でありうるものの、現実性のある事例であるとするには程遠い」とした。Chris Kershaw, Foreword, in: Gill & Spriggs, *Ibid.*, at i. レポートは、監視カメラシステムは、科学技術がさらに急速な進歩を遂げるものであることを留保しつつ、今回調査で提出された証拠（エビデンス）に基づき評価すると、成功とは考えられないとした。 *Ibid.*, 120. 他の調査研究において、ゴールドは、「監視と社会的コントロールの関係性についての我々の中心的な仮定条件の幾つかは再検討が必要である」とし、監視カメラの拡散は警察などの諸機関に監視技術（テクノロジー）が現実には及ぼす現代社会における監視および監視の役割に『根本的变化』を（タウンセンターでの警察活動、情報収集に止まっている現状ではまだ起きていないが）を結果として生じさせることを示唆するものであるとする。 Benjamin J. Gould, *CCTV and Policing: Public Area Surveillance and Police Practices in Britain*, Oxford U P 2004, at 212-213.

- (23) Gill and Spriggs, *supra* note 14, at v-x.対象12区域（9住宅地および3シティ・タウンセンター）設置前後の比較対象研究である。興味深いことは、いったん監視カメラが設置されると、市民は発生事案につき警察により多く通報しようと思わなくなっていることも明らかとなった（回答者の1/3に該当する）。*Ibid.*, at viii, x.
- (24) *Ibid.*, ch.6, at x, 115.
- (25) PFC 2012, *supra* note 8, s.33(2).
- (26) *Ibid.*, ss.33(4)-(5).

3 ユビキタス社会における科学技術—監視と社会連帯—

監視カメラ問題を考える場合、犯罪への不安、安心感、体感治安と呼ばれたりもする市民の犯罪意識、犯罪対策意向（以下、市民意識）が、監視カメラ設置への要因になっていることは否定できない。この市民意識は、世論調査によって示されたりしている。そして、この市民意識の分析と、対応のあり方が、犯罪防止に向けた監視カメラ設置、運用の在り方、方向に示唆を与えるものと考えられる。

(1) 治安に関する世論調査

わが国の世論調査によって、体感治安、市民意識を一定、知ることができる。2012年に実施された「治安に関する国民の意識・調査」の世論調査は、前回・前々回（2004年、2006年）調査と比較することができるものになっている。

これによれば、「日本は安全・安心な国か」に関しては、肯定する「そう思う」が42.4%（2004年）、46.1%（2006年）、59.7%（2012年）と推移し、他方の否定する「そう思わない」は、同期54.7%、52.5%、39.4%となり、回答者の6割が安心・安全感を示すに至る逆転現象が見て取れる。しかし、「最近の治安に関する認識」では、「よくなったと思う」ものが1割5分程度あるものの、「悪くなったと思う」が、依然として8割を超えていることも

事実である(81.8%)。また、犯罪に遭遇するかもしれない不安な場所についての質問には、上位4項目では、繁華街(53.7%)、路上(53.6%)、インターネット空間(41.9%)、公園(36.6%)となっている⁽¹⁾。

ここから概観できることは、国レベルの安全・安心感については回答者の半数近くが肯定するものの、近時の治安状況の悪化(8割)および犯罪遭遇不安は、場所として繁華街・路上を半数以上が挙げているといえる。今日的な繁華街・路上への監視カメラ設置の背景要因は、これら世論調査に示される社会の治安が悪化しているとする市民意識があるといえよう。そして、市民は、犯罪発生への対応よりも、犯罪発生の未然防止、いいかえれば、犯罪発生のリスクの低減化、未然防止としての対策として監視カメラを選択、許容しているのである。言い換えれば、この社会は、犯罪発生のリスク社会としてあり、犯罪の発生に至るあらゆる要因を洗い出すことによって防止しようとするものである。

(2) 現代社会、個人、監視に代替する社会連帯の可能性

この状況は、現代(後期資本主義)社会が、従来の地域社会がもっていた犯罪防止の血縁的・地縁の関係や共同体の関係、社会的関係のよって維持しえたセーフティネットをもちえず有効に機能させることができない段階に至っていることから、一面、その代替的機能を監視カメラ(システム)に求めようとするものでもある。この現代社会を、リキッド・モダニティ(流体的な近代、後期資本主義)として表現するZ・バウマン(Bauman)、D・ライアン(Lyon)などの研究者がいる⁽²⁾。

今日的には、福祉社会といわれた行政肥大国家による社会保障的な保護・救済の施策から、縮小国家による福祉見直し・カット、自力救済の促進・助長によって、社会の個人間の連帯性、相互扶助性は解体させられるなかで、相互不信的な社会連帯性を共有できない市民の集団社会に変質化しようとしているとも表現できよう。

「見知らぬ人々は明らかに何らかの意図に動かされているだけだが、

それゆえ信頼できない。見知らぬ人々は、私たちが何をすべきか、どう振る舞うべきかを考える際に組み立てる、方程式の中の未知の変数である。結局のところ見知らぬ人々は『異質な』存在である。すなわち不可解で困惑させる存在であり、その意図や反応は普通の（一般の、顔なじみの）人々とは全く異なっている。そうであるがゆえに、見知らぬ人々が攻撃的でなくても、表面上怒っているように見えなくても、彼らは『無意識のうちに』不快のたねである。すなわち、彼らの存在そのものが、私たちが行う行動の結果や成功のチャンスの予測という、ただでさえ難しい作業をいっそう難しくしているのだ。』⁽³⁾

「『保安対策』の導入や確立や活用、強化によって掻き立てられ、温められた熱は、恐怖心や不安や緊張感を再発させ、増大させ、繁殖させるのに必要な唯一の起動力となる。安全の為に設計され、獲得され、起動された戦略や工夫は、どれほど抜本的なものでも、不安を和らげるほどの抜本的と認められることは稀であり、継続されることもない。』⁽⁴⁾

三上剛史は、この個人・分断化した社会に生きる市民の不信の上に立った監視社会につき、その必然的な状況現象を明らかにしている⁽⁵⁾。

「リスク社会は単純な因果関係や結果予測がしにくい社会であるがゆえに、絶えざる監視を必要とする。また、個人の価値観や歓声が多様化した社会では、個々人の内面を推し量ることは困難となり、人間に規範を埋め込み精神を移植することで社会秩序を維持するよりは、個別的行動をモニターし続けることによって逸脱を規制するほうが効率的になる。同時に個人化されたリスクの前で不安を抱える諸個人は、自ら進んで監視に身を委ね、相互監視的にリスク回避に向かおうとする。もちろん、このタイプの監視が自己保存とプライバシー追求の逆説的産物であることも確かであり、その基盤には社会的不平等がある。監視社会を有効に利用できるのは、守るべき多くのものを持ち、監視のデバイスにアクセスするチャンスと財力に恵まれた者達だからである。』⁽⁶⁾

この後期近代（資本主義）社会につき、青柳武彦が、公共の場で容姿・容貌をさらす黙示的同意の延長線上において監視カメラによるプライバシーの制限が受忍の限度内とすることは、公衆の場においても肖像権など保持されるプライバシー（個人の基本権）のあることを軽視するものであるが、このような見地までが現れていることも事実である⁽⁷⁾。青柳説の問題点として、プライバシーよりも公共空間を絶対化してしまう危険がある。むしろ、公共空間がプライバシーに優越するとした場合にも、質の異なる各々原則と程度の明確化、公共の相対性を保持し、そのためにプライバシーの許容性・限度、適正な公共性とは何かを、公共性の名のもとに「強制される」監視カメラ設置・行使の目的、手段（行為態様）均衡 侵害への救済など、深刻に扱われるべきであろう。

しかし、新しい社会連帯によるプライバシーの保護は、監視カメラによる「保護」を超える形で提起されるまでには至っていない。解体された個人から、連帯的な社会の再生が可能かは課題である。かつて、デュルケームが、分業社会における社会構造の変化によって、これに対応した有機的な（社会）連帯を支える規範が未成熟で、社会が無規範（アノミー）にあることを示したが、現代社会は個人が新たな連帯を自ら手にするとき、監視カメラによる不信の個人の集合体は克服されるものと考えられる⁽⁸⁾。

(1) 内閣府（政府広報室）『「治安に関する特別世論調査」の概要』、平成24（2012）年8月16日。<http://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/tindex-all.html> 最近の治安項目では、よくなったと思う回答者が、同期7.1%、11.3%、15.8%となったのに対して、悪くなったと思う者は86.6%、84.1%、81.1%（1587人）と減少した。このうち、治安悪化の原因は、「地域社会の連帯意識が希薄」化したこと（54.9%）、景気悪化（47.4）、氾濫情報の容易な入手（44.7%）、青少年教育の不十分さ（43.8%）、国民の規範意識低下（42.8%）が上位を占めているが、来日外国人による犯罪増については（28.2%）で、前回2006年の55.1%に半減近くになっている（2012年）。警察の取締の不十分さについては横ばい（18.8%、18.1%、17.3%）であった。なお、2012年の世論調査は1956人（有効回収数、同率65.2%）への調査員による個別面接聴取による（期間7月5日～

15日、対象者3000人)。同1～6頁。

- (2) ジグムント・バウマン（森田典正訳）リキッド・モダニティ：液化化する社会（大月書店、2001年）全279+4頁。ポストモダンの社会的ネットワークの瓦解、集団行動の崩壊、人間的絆にネットワーク崩壊傾向の社会。19-20頁。ジグムント・バウマン（伊藤成訳）・コラテラル・ダメージ（青土社、2011年）。リキッド・モダン（流体的な近代、後期資本主義）は、ソリッド・モダン（近代・資本主義）の対概念である。David Lyon, *The Electronic Eye: The Rise of Surveillance Society*, U of Minnesota Press 1994, pp.270. David Lyon, *Surveillance Studies: An Overview*, Polity Press 2007, pp.243.
- (3) バウマン（伊藤成訳）・コラテラル・ダメージ（前掲同書）102頁。
- (4) 同、101頁。
- (5) 三上は、現代社会が潜在的要因（犯罪者）から防犯という名の監視のカメラでの相互監視によって安全・安心な社会を確認しようとする現象を指摘する。「およそ考えられるあらゆる潜在的リスク要因を全て洗い出し、危険因子を前もって潰しておかねばならない。監視カメラや人間ドックはその典型であるが、監視カメラと呼ぶよりは『防犯』カメラと呼び、『モニター』と呼ぶ。人間ドックは、強制されるのではなく、みずから進んで受診する。つまり、人々は一方的に監視されるのではなく、しばしば好んで監視されるのであり、また相互に監視しあうことによって『安全・安心』社会に住んでいることを確認するのである」。三上剛史・社会の思考—リスクと監視と個人化—（学文社、2010年）、71-72頁
- (6) 同、73頁。「『新しい監視』の目的は具体的な危険や逸脱と対峙するのではなく、危険発生の可能性を前もって処理することにある。」70頁。「監視の形式もパノプティコン型の中心から全体を見渡すものではない。『シノプティコン』（synopticon）とも呼ばれる新しい監視の形は、一つを中心から全体を監視するのではなく、ひとりの人間を周囲全体が監視する、あるいは相互監視する形をとる。監視カメラはその最も分かりやすい装置である」70頁。
- (7) 青柳武彦・サイバー監視社会—ユビキタス時代のプライバシー論—（電気通信振興会、2006年）320頁。
- (8) デュルケーム（宮島 喬訳）自殺論（中公文庫、1997年10版）478頁。Anthony Giddens (Ed.) Introduction, in: Emile Durkheim, *Selected Writings*, Cambridge UP 1972, at 8. A・ギデンズは、デュルケームが社会労働分業論において「有機的な連帯は、分化した（＝デイファレンシャルな）労働の分業内部での職業上の相互依存に由来する諸個人および個人からなる諸集団との間の協同連帯にある」とするとともに、有機的な連帯は、進んだ組織に類似する発達した社会組織である、モダンな社会秩序の本質的基盤であるとしているとす

る。*Ibid.*, at 8,10,123,141.E・デユルケム(井伊玄太郎 訳)社会分業論(全二巻、講談社、1989年)上巻310頁、下巻257頁参照。

おわりに

イギリスにおいて見たように、ユビキタス社会における情報収集と管理の社会の推移を背景にもち、科学技術の進歩により監視カメラシステムが、プライバシーの侵害を招来するものであることが明らかとなった。

イギリスにおいては、モデル監視カメラ準則(実務規範)というべきものが、監視カメラの氾濫、増殖のなかで提起され、周辺の市民の人権関連法の整備の推移のなかで成立してきた。

一方、わが国においても、監視カメラは、警察主体、地方自治体、民間団体、さらには個人350万とも、およそ500万基とされる「防犯カメラ」の設置状況にあるが、「防犯カメラ」社会が現出している。そして、2020年の東京五輪・障害者五輪に向け、公共施設での監視カメラの需要拡大が見込まれ、監視カメラの製品化やシステム開発が進んでいる⁽¹⁾。テロ対策を理由として⁽²⁾、さらに設置、運用、そのネットワーク化が進行し、その一方で、同カメラによって得られた現段階では解析度の低い映像によって、誤認逮捕さえ起きている⁽³⁾。

しかし、監視カメラに関する全国的な、その点では、法律によった、実務規範の統一的な、モデル的な規範はない。もっとも、自治体レベルでまた都道府県警察レベルでは類似の規程(要綱等、名称は種々)全国レベルの法的規制はないが、法律による監視カメラシステムの設置、運用の基準を設けるべきとする見解がある⁽⁴⁾。

監視カメラが個人のプライバシー権、自己情報コントロール権、肖像権が、「公共の福祉」等によって、制約を受ける場合があるとすれば、条例に委ねるより法律によることの方が望ましいであろう。

イギリスのように実務規範による枠組み設定も一つの考え方であるが、そ

の際にもより明確な規定とするべきである。全国の監視カメラ設置、運用に関する統括機関は、議会コミッショナーとすることが好ましい。イギリスのように、第三者行政監視委員会設置であれば、議会報告を義務付けるべきであろう。しかし、監視カメラシステムが行政によって法執行の形態をとるのであれば、監視カメラシステムのもつ、戦争状態、戒厳令型監視への潜在的危険性と結びつき得ることから、議会に責任を負う議会コミッショナーによるチェックシステムの設置が好ましいと考えられる。監視（カメラシステム）にとって、民主主義を擁護するには、どのようなことが明示されておく必要があるかの問いに対し、コントロール（統制）が社会的規制に必要不可欠とする見解があるが同旨であり至当である⁽⁵⁾。

監視カメラの設置拡大は、犯罪への不安、テロの恐怖などによって促進されており拡大の一途を辿っている。今後、テロ対策との関わりで、2020年「東京オリンピック・パラリンピック開催」に向けて監視カメラの設置、機能の活用が叫ばれてきそうである。警視庁から委託を受けて作成された報告書はその典型である⁽⁶⁾。このような監視カメラの使用拡大は、あたかも過去の戦争期における諸手段の使用の倫理的な妥当性問題とも共通し繋がるとする指摘は正鵠を射ているといえよう⁽⁷⁾。

この公的機関に及ぶ監視カメラ設置の歯止めなき拡大を、そのことのもつ経済的コスト問題を含め⁽⁸⁾、慎重に見極めていく必要は強くなってきている。

社会内部の構成員個人間の不信感ともいうべき監視カメラシステムのコストは、防犯ベネフィットとしてエビデンスをもっては立証しえないのであるから、極限に達する前に、新たな社会内の有機的な連帯策を模索し解決（ソリューション）を見出す時を迎えている⁽⁹⁾。

(1) 種子房子「監視カメラ製品化加速」毎日新聞、2015年3月3日。

(2) 都市防災研究センター・テロ対策に向けた民間カメラの活用に関する調査研究報告書、2010年、11頁。都民の安全・安心の確保のために、各種（街頭、

バス・タクシー) カメラによる「非常時映像伝送システム」が効果を発揮するとし、官民一体となったテロ推進対策の一環として、その導入、運用を説く。10頁。

- (3) NHK「増殖する監視カメラ」クローズアップ現代、2954号(2010年10月25日)は、300万基に及ぶ商店街、住宅街で設置される自治体からの助成金支出、犯罪捜査への利用の面と、カメラ設置、運用のルールの曖昧さ、防犯目的外での使用、トラブルの状況および英独の実情、対策を取り上げている。www.nhk.org.jp/kiroku/detail_2954.html。NHK「防犯カメラの落とし穴～相次ぐ誤認逮捕」クローズアップ現代、3564号(2014年10月14日)は、5年後カメラ名称が「監視」から「防犯」カメラに変化するが、500万基に達したなかでの、警察の誤認逮捕、強盗事件後の容疑者(被告人)の無罪事例を取り上げ、出演者の諸澤英道は高性能映像の加工可能性を指摘する。www.nhk.org.jp/kiroku/detail02_3564.html。
- (4) 日本弁護士連合会「監視カメラに対する法的規制に関する意見書」2012年1月19日。監視カメラは、「犯罪の発生を前提とせず、不特定多数人の肖像を、個人識別可能な制度で、連続して撮影、録画、配信」を行うものであることから、その増加は**プライバシー権等の保障**から看過できないとする。法律によって厳格な基準、要件を定めるべきとする。法律に記載する項目の骨子は、①設置場所、②個人識別・音声録音の機能を有するカメラ監視装置の禁止、③設置者による運用基準順守、④捜査機関の運用基準(刑事手続に利用、速やかな消去)、⑤調査権、勧告・是正命令等の権限をもつ第三者監督機関設置を提言する。プライバシー権等には、自己情報コントロール権が入ることは、翌日(1月20日)公表された日弁連意見書「警察が管理・設置する監視カメラに関する意見書」において明らかである。
- (5) Torin Monahan, *Surveillance as Governance: Social inequality and the pursuit of democratic surveillance*, in: Kevin D. Haggerty & Minas Samatas (Eds.), *Surveillance and Democracy*, Routledge-Cavendish 2010, at 101.
- (6) 都市防犯研究センターの『テロ対策へ向けた民間カメラの活用に関する調査研究報告者』(同センター、2009年)。この調査研究は、警視庁が計画する民間設置のカメラ映像を活用し、「3次元顔形状データベース自動照合システム」と「非常時映像伝送システム」を用いた効果的運用方法と適正活用の方策を提言することにあつた。結論として、多くの東京都民が「公共交通機関等におけるテロ不安」を抱き、「カメラ活用における対策強化」を望んでいるとしたうえで、前掲伝送システムが都民の安全・安心確保機能を発揮するとする。同システムために、適切な運用・明確な基準設定、さらには運用上の問題点の検証による効果的なシステム運用の改良が期待されるとする。まえがき、目次+全

11頁。木下智史は、「テロ対策は、その規制対象を前倒しにしていく結果、犯罪行為についての容疑が不明な段階（したがって裁判官による令状発給の要件を充たさない段階）における逮捕・捜索や、容疑について告知しない秘密捜査がテロ対策の名のもとで導入されることになり、刑事捜査における大原則である令状主義が大幅に緩和される」とする。「憲法とテロ対策立法」法律時報78巻10号（2006年）6-7頁。このテロ（ル）への不安を理由とする原因論なしの監視カメラ等による個人の監視が「テロへの戦争」として肯定されるアメリカ合衆国の状況は、教訓的な先例となろう。2001年9月11日、ハイジャック機による世界貿易センターへの衝突事件を契機とする、ブッシュ大統領による「テロへの戦争」による、一変した監視強化策参照。Williams G. Staples, *Everyday Surveillance: Vigilance and Visibility in Postmodern Life*, 2nd ed. 2014 Rowman & Littlefield, pp.255, at xi. 例として、民間の「書店で実施される監視は奇妙にも民主的である。すなわち、全ての者が監視され、それゆえ全ての者が信頼されないのである」。このため、「ポストモダンの監視の特徴の一つは、操作上、系統的で、組織的、自動的な傾向がある」と。しかも「観察者（observer）はほとんど見え、匿名で、しばしば全く個人ではなく、むしろ私が『データ・スポンジ（情報吸収物）』と何らかの形態と呼ぶものである点で、それらは、すなわちビデオカメラ、スキャナー、バーコードリーダー、薬物テストキット、何らかの種類の自動追跡システムであり、人格をもっていないことが見込めるものでもある」。いったんデジタル記録されると永久であるとする。Ibid., at 5.

(7) Kevin Macnish, Just surveillance? : Towards a Normative Theory of Surveillance, *Surveillance & Society* 12(1), at 142. <http://www.surveillance-and-society.org>. 戦争は伝統的に、支える7原理である、原因そのもの、正当目的、正統な当局（権力）、最後の手段（必要性）、公式宣言、成功の合理的機会、比例性（均衡）によるが、この原理は今度は戦争問題に置き換えて監視問題に当てはまるとする。Ibid., 147-150.

(8) イギリスにおける監視カメラの地方自治体財政負担参照。2012年リポートによれば、イギリス国内に428地方自治体（local authorities）において、少なくとも5万1600基の監視カメラが設置され、2007年から2011年間の監視カメラ設置・運用・維持経費は5億1500万ポンド（日本円1004億2500万円）で、これは警察官4121人分相当額であった。監視カメラシステム経費のトップを占めたウエスト。ミッドランドに位置する人口100万程度の工業都市（近郊を入れると人口は229万人であり、同国第2位。）636基に1429万3060ポンド（27億8714万6700円）である。第2章で見た浜田市の16基との桁違いの設置状況が分かる。Big Brother Watch, *The Price of Privacy: How local authorities spent £515m on CCTV in four years, A Big Brother Watch Report*, Feb. 2012, at 4, 20. Supra note 17(previous

chapter 2).www.bigbrotherwatch.org.uk

(9) 金子郁容・新版コミュニティ・ソリューション (岩波書店、2002年) 参照。

- * 浜田市における防犯カメラ設置に係る行政の対応、予算面につき、浜田市総務部安全安心推進課専門企画員の中田進氏にはご教示いただいたことを、ここに記して謝す。
- ** 脱稿後、柏木佐知子失踪事件 (本稿2章2節) の進展があった。同人の遺体が市内大橋川川底の同人乗用車内から発見された (2015年8月8日)。発見場所近くは、2014年10月初旬、重点搜索地域としてダイバーによる潜水搜索が行われていた。事故、事件の両面から捜査が行われているが、事件性を疑わせるものではなく事故の確率が高い。山陰中央新報、2015年8月9日 (1、28、29面)、10日 (24面) 記事。改めて、県警による捜査、市内の監視カメラ設置の経緯 (正当化事由) 等につき検討が必要となろう。